

令和6年度 第6回

開催年月日 令和6年8月13日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改定審議
公益代表	3名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	3名		

次回専門部会開催予定日

令和6年8月29日

[開会] 午後1時29分

部会長 ただ今から、第6回高知県最低賃金専門部会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日の出席者につきまして、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の計9名のご出席をいただき、定足数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。引き続きまして、皆様のお手元に現在の決定状況をお配りしておりますので、ご確認のほどよろしくをお願いします。

部会長 ではまず、金額の審議に入る前に、前回までの審議を公益委員として聞いている中で、3者の共通認識が形成できたのではないかと思うこと、2点がございませう。
事前に机上に配付していただいておりますけれども、内容についてお目通しはいただけていますでしょうか。
これについて、ご意見がありましたらと思いますけれども、労働側はいかがでございませうか。

市川委員 ないです。

部会長 使用者側はいかがでございませうか。

沖田委員 相対的貧困ラインについては、どの数値を指していますか。

厚生労働省の国民生活基礎調査の令和3年度で見たら、貧困層で127万円になるんですが、このラインで議論するということですか。

市川委員 見ているところが違います。
我々がしているのは、一般労働者の年間所得の50%から60%です。
127万円というのには、一般労働者じゃない人も含まれています。

沖田委員 厚生労働者の国民生活基礎調査を参照とされると、何のことかわからなかった。厚労省が発表している令和4年度の国民生活基礎調査の概況というのがある、この中に貧困率の状況が載っていて、それによると、令和3年度の貧困線は127万円となっており、相対貧困率は15.4%になっているとされている。この貧困ラインが違う数値のことをいうのであれば、そこを参照するようにしておかないといけないのではないのでしょうか。
127万円がこういう形で書かれてしまうと、所得中央値がいろんなところで使い方が違っていたらまた別ですが、厚労省の値を見るのはどのページなのかについて、一度確認しておきたい。

部会長 何年という形で特定できたほうがいいですね。

沖田委員 何年というか、この厚労省の国民生活基礎調査の何ページのどこに書かれているのか特定してもらいたい。そうでないと、労働側と使用者側の認識が違ってきたときに、見るところが違っていたら、違う議論になってしまう。
どこをもって議論するのか共通の認識にしておきたい。

部会長 PDFで出ている国民生活基礎調査、かっこ 貧困率よくあるご質問という中に出てくる定義になっています。これが何年の国民生活基礎調査に添付された資料なのかが今のところわかりません。

市川委員 労働側が主張するのは、資料で提出した文言の部分を基準にしています。

近藤委員 令和4年の国民生活基礎調査の概況の14ページに貧困率の推移がありまして、それに令和3年の数値が127万円となっていますね。

沖田委員 そうなんです。
審議になっている値と違うので、ここに書くのであれば、公式な数値でないといけないと思います。

- 部会長 相対的貧困率との関係の調査分析結果の中の参考文献の中に出てくる定義なんですよ。ご指摘ありがとうございます。
- 市川委員 当初我々労働側は、いわゆる「国際的な」という限定の仕方をしていました。国際的にといわれるのはEUの基準で、年間所得を見るということですね。
- 沖田委員 6割の規程もある文献によると、ヨーロッパ諸国とは社会保障制度などいろんなことが違うので、日本に当てはめていいのかというようなことを言われている先生もおられて、日本ではそこが決まっていないと言われているんですよ。
- その中で、ここへ書いている国民生活基礎調査が気になって調べていたところ、127万円と出てしまった。これを参照と書かれると、127万円を基準にという話なら、とうの昔にクリアしているし、低い水準なので、そこは目指すラインにならないんじゃないかと思います。
- それなら、労働側が言う公式の数値があるなら、その数値にしてみてもいいんじゃないかと思うんですけど。
- 市川委員 我々が出したのは公式な数値の引っ張り出し方ではない。EUの指数を参考にすると、こういう計算方法になるのではないかという主張です。
- 沖田委員 そうですよ。
- 部会長 所得中央値の所得の母数のどこをとるのかによって、数字が異なってくるとなると、労働側のいう母数と、厚労省がしている母数の取り方が違って可能性があるんじゃないかということですね。
- 沖田委員 厚労省は、いろんな人の所得を全部まとめて言っているから、賃金だけじゃないんですよ。年金だけで生活しているといった人含まれるので、中央値をとると、どうしても下がってくることになる。
- 市川委員 我々がしているのは一般的な労働者。フルタイムの方の年間所得なので、当然一時金は入ります。ここと比較して、60%にするかどうかということだから、一時金が入るか、入らないかという話ではないです。
- 部会長 定義をこのように変えてしまうと誤解を招くし、共通の認識じゃないということになりますね。

市川委員 それで、「いわゆる」ということで、我々は譲歩したわけです。
ガチガチに定義をすると、ここの話ばかりになるので、2035年に大体
1,500円以上ぐらいということ、とどめておいたらいいかもしれません
ね。

沖田委員 「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」というのがあって、その中
で保障されているのが最低賃金だと思うが、国が保障する額がいくらなのか
の基準を示してくれないから、バラバラの取り方になってしまう。

最初に時間額が設定されたときに何を基準にされたか定かではありません
が、この金額だったら憲法の保障とか、最賃法の目的に沿った金額だってい
う基準が示されたと思うんですよね。それからそれを基準にやってきてい
る。でも、実際情勢が変わってきて、貧困ラインもいろんなことが言われて
いる。200万円が貧困ラインの分かれ道と書いている論文もあって、
国はいくらが最低賃金と考えているのか、生活保護費を最低賃金と考
えているのかどうか、そのあたりがはっきりしないから、引っかかってしま
う。

国がいう賃金の最低額の保障とはいくらなのかを決めないといけないと思
うし、地域間格差の話も出てきていると思うんですが、そもそも生活保護費
にも1等級の1から3等級の2まで地域間格差を設けている。

高知県は高知市以外は3等級の2に分類されている。その間でもう、東京
とは22%と25%賃金格差が出ている。そういう状態の中で賃金格差を縮
めなさいと言っても、最低賃金のほうが賃金格差は縮まっている。単純に計
算すると、生活保障費の差は75%で25%もあるけど、最賃でいうと1
9%ですね。

部会長 ご指摘いただいたところの考え方は一致していると思いますけれども、相
対的貧困ラインという言葉の捉え方によっては、共通認識じゃなくなるって
いうところがある。

それから私のほうで、国が出したような定義があればいいかなと思って入
れた文言が誤解を招いてしまう可能性があるということになると、まずこの
定義は省いたほうがいいのではないかと考えています。

その上で、定義のないまま「いわゆる相対的貧困ライン」という言葉が出
てしまうことについて、どうするかですけれども。

沖田委員 それはいいないと思います。

部会長 どういたしましょうか。

- 沖田委員 「相対的貧困ライン」という言葉を入れ替えたらいいと思います。
- 市川委員 「2030年までに1,500円以上」とするのはいかがでしょうか。
- 沖田委員 1,500円の根拠はどのようにしますか。いろいろある根拠のどれを採用したかというのがないと納得感が乏しくなってしまう。
- 市川委員 労働側の提示した計算式によって決まる貧困ラインの60%にしませんか。
- 沖田委員 それは受け入れられないですね。公式に認められたもので何かないでしょうか。
- 市川委員 あいまいにして、「いわゆる」というところで、貧困ラインという言葉を入れて今回は落ち着かせるのはいかがでしょうか。
- 沖田委員 「貧困ライン」と入れると、根拠を明示しないといけなくなる。
- 市川委員 難しいようでしたら、消してもらってもかまいません。
- 沖田委員 別の言葉はないでしょうか。
- 市川委員 1,000円以上というのが社会的に認められたものですよね。一人当たりの所得が400万円で、その半分がワーキングプアのラインといわれている年収200万円。これを時給にすると、だいたい1,000円になりますね。
- 沖田委員 それはわかりやすい。
- 市川委員 では、「来年に1,000円以上」としますか。
- 沖田委員 「一般的なワーキングプアといわれる水準をクリアする」というのはいかがでしょうか。
- 市川委員 そうなると、2030年代と入れてはいけないのでは。10年もかけて、200万円までというのは。

沖田委員 ないですね。

部会長 今、ご提案いただいたワーキングプアという言葉にするとするなら。

沖田委員 その定義がないんですよ。一般的にワーキングプアといってもいろんな見方がされているから、あいまい。

部会長 あいまいなものに何年までとかいう期限を設けることは難しいですよ。

沖田委員 本来は何年までにとかいうよりも、ワーキングプアがよくない。

部会長 そうですね。「直ちに」とか。

沖田委員 そうです。きちんと最低賃金に反映されていないから、うまく合わない。たとえば、政府がワーキングプアは200万円といえ、200万円が最低ラインになる。

市川委員 それなら、去年までの審議で使用者側が1,000円にすると話したらよかったですよ。

沖田委員 今年初めてこの数字が出てきたので、最低賃金というのは何を保障するものなのか疑問がわいた。国が示すべき金額だと思う。

市川委員 それは審議でということに最賃法でなっていますよね。

沖田委員 最低賃金は国が保障する金額なので、国が示すべきなのは。

市川委員 審議をした結果を国が保障するという事なんでしょう。いくらを保障するという話ではない。

 その審議のために3要素を検討してくださいと、審議会にふっている。そこで決まったものについて、国は保障しますという建付けではないでしょうか。

沖田委員 それはいくら低くてもということですか。

市川委員 金額は審議会で審議してくださいという話なのは。

部会長 たとえば、「高知県の最低賃金が、可及的速やかにワーキングプアとされる水準に達することを目的にして」とか。

市川委員 950円という金額がもう目の前に来ているので、来年もこの水準でいけば、1,000円に到達するんですよね。だから1,000円を目標にするのはあまり意味がないですよね。

沖田委員 そうですね。

市川委員 「2030年代に」と幅をもたせて、「国際的にいえば」、この水準になるんじゃないかという水準が、今年でいえば1,286円。

沖田委員 中賃で議論してもらったほうがいいのでは。高知でやるのは難しい。

部会長 思いは一緒で、言葉の問題なり、言葉によって及ぼされる影響というのがあるって、それが外に出ることによって、言葉が別の方向に独り歩きしてしまうことの危険性なども考えると、共通の認識という形で言葉を入れるのは、難しいですかね。

市川委員 公益に任せます。

白木委員 国民生活基礎調査の127万円で出てきた数字について、可処分所得の中央値の半分が貧困線になっていて、今調べたら所得のない子どもも含めた全体の数字となっていました。

127万円が年収ということでもないで、そんなに低いはずがないというところはあるんでしょうけど、それがどれぐらいかっていうところが、今の時点では明確にできないということですね。

沖田委員 そうなんです。
参照とすると、皆そこを見てしまって、127万円かという誤解を招く。相対的貧困ラインという書き方はこれでいいのかということ。

部会長 私が厚労省の定義を持ってきてしまったばかりに、誤解を招くかもしれないというところを心配されているということだと思います。

白木委員 低くなりすぎたらよくないということですね。

沖田委員 そうです。いいわけがない。
厚労省でも内閣府でもどこでもいいのですが、公的なものでほかに参照できる数値があれば、この文言のままでいいと思うのですが、参照と書かれると、何を見ていくかとなったときに困る。

市川委員 数字をペンディングして、厚労省参照というのを消すのはいかがでしょうか。

部会長 そうすると、定義がなければ使用者側は賛成できないということですよ
ね。

沖田委員 目指すところが見えなくなってくるので、そうですね。

宮地委員 相対的貧困については、厚労省の数値はOECDの基準に基づいてということらしいですが、この基準と、今労働側があげている基準は違うということですね。

市川委員 違いますね。

部会長 私の不手際があり、すみません。ここを違う言葉にして、定義もほかのところから持ってこられたらいいかなというところ。

市川委員 それでは、数字や根拠はペンディングで「社会的にいわれる貧困ライン」としますか。

沖田委員 そのほうがわかりやすいですね。

市川委員 「社会的に」というのは厳密な定義はないけども、大体この辺という共通認識をもった上で、お互いの解釈という外交文書のような文言にしたほうがいいのでは。

部会長 今すごくいい提案をいただきました。
読み上げます。「高知県の最低賃金が2030年半ばまでには、社会的にいわれる貧困ラインをクリアする水準に到達することを目指して、今後も真摯な審議を進めていく」

沖田委員 いいですね。

市川委員 およそ1,500円くらいですねということです。
「社会的に」といった場合、政府も1,500円と言っている。これは根拠があるかわからないけれども、我々の主張している1,286円も計算すれば、2%賃金が上がると仮定して、2030年代中頃には1,600円から1,900円になる。

沖田委員 1,500円というのは、何と言おうと絶対変わらない数値なので、これからずっとそれを基準に上げていくでしょうね。

宮地委員 2030「年」の半ばではなく、2030「年代」半ばとしないといけませんね。2035年前後。

部会長 ご指摘ありがとうございます。
「2030年代半ばまでには社会的にいわれる貧困ラインをクリアする水準に到達することを目指して、今後も真摯な審議を進めていく」
よろしいでしょうか。

沖田委員 非常にいいと思います。

部会長 ありがとうございます。
私の発想で混乱を招きまして、申し訳なかったです。
では、以上2点について、共通の認識を持つことができたということで、今回何らかの形で表明したいと思っております。よろしくお願ひします。
では、金額審議に入ります。
前回まで、専門部会におきまして協議を重ねてきました改定金額のことですけれども、今のところ労使の合意を見るには至っておりません。
各側前回の会から持ち帰ってご検討いただき、また各県の状況も少しずつ判明してきたところかとは思いますが、現段階での金額についてどのようにお考えになっているのか、まず労働側からお願いします。

市川委員 我々は3要素の生計費が最賃近傍で一番厳しい方々の物価上昇と、労働者全体の賃上げの水準、特に連合高知の賃金引き上げ水準、3つ目に額差ですね。
公益委員がいわれたように、特に隣県との額差を考慮して、56円引き上げというのが、最終の指し値です。

部会長 次に、使用者側からお願いします。

沖田委員 使用者側としては、55円を提案します。
55円であれば異論ありません。

部会長 今、具体的な数字を出していただき、当初かなりの隔たりがあったものが少しずつ歩み寄りを見せてきているのかなと思います。
ただ、今はまだ金額のところでは差があるところかなと思います。
もうこれが最終というお話もありましたし、審議を一旦中断いたしまして、お時間をいただいて、公益のほうで意見を取りまとめて、皆さんに案を提示したいと思います。

(中断) 13:58

【以下傍聴人・報道機関 公開】

(再開) 15:00

部会長 それでは、審議を再開いたします。
事務局から公益の意見を各委員に配付してください。

事務局「公益見解」の配付

部会長 では、これまでの審議を踏まえた公益委員見解を説明いたします。

「公益委員見解」の読み上げ

部会長 以上の公益の意見につきまして、労使、別室において少しご検討が必要であれば、その時間を取りますが、いかがいたしましょうか。

市川委員 時間ください。

部会長 控え室に戻っていただいて、検討をいただきたいと思います。

(中断) 15:23

(再開) 15:29

部会長 再開します。
ただ今お示しました公益見解を双方ご検討いただいたかと思えますけれ

ども、採決に入る前にご意見がありましたら、承りたいと思いますが、労働側からいかがでしょうか。

市川委員 55円という引き上げ額については、労働側の今までの主張からすれば不満が多いところなんですけれども、3者で3要素を中心に審議してきた到達点だと前向きに受け止めたいと思います。

部会長 使用者側からはありますか。

沖田委員 使用者側としましては、55円については、今までの賃上げの状況からはものすごく高い金額であると意識しており、各企業への影響も相当あるだろうと思っております。

ただ、今の経済の状況であるとか、人材不足の状況を見ると、思い切った賃上げをして人材確保につなげていかないといけないということで、55円は妥当な金額だと判断いたしました。

部会長 ただ今、労使のご意見を承りました。

それでは、公益案の採決に入りますが、私自身は部会長として議長職にありますので、採決に入らないことといたしまして、各委員において、個々に挙手をいただく方法で採決をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

部会長 賛成の方、挙手をお願いします。

全員挙手

部会長 出席委員 公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の全員の賛成ということで、全会一致により公益案が採決されました。

第8回本審におきまして、当専門部会の議決については、全会一致の場合には、審議会令第6条5項を適用し、審議会の議決とすることが決められておりますので、ただ今、採決いただいた公益案が、高知地方最低賃金審議会の議決となります。

したがいまして、本日この専門部会のあとに予定されておりました第10回本審は、開催しないこととなります。

本日ご出席をいただいた当部会の委員以外の委員には、事務局から連絡を

お願いいたします。

なお、本審に対する当専門部会の報告書案と、局長への答申文案を事務局から、配付願います。

事務局から「報告書文案」・「答申文案」配付

部会長 それでは、事務局から朗読をしてください。

事務局「報告書文案」・「答申文案」朗読

部会長 ただ今朗読していただきました報告書案と答申案ですが、誤字の修正がございます。正式なものについては、修正後のものしたいと思います。

これからお伝えする箇所の修正をお願いします。

報告書と答申ともに、同じ箇所となります。

政府の要望事項と書かれてあるところの4番目について、答申では(4)、報告書では数字の4の下から3行目のところにあります発効日の「こう」は、正しくは効力の「効」です。

また、同じく4の最後のところで、「さらなる緩和を要望する」という文言について、朗読でも読み上げましたとおり、「支給要件の軽減を要望する」という形で、語句の修正させていただきたいと考えています。

皆さんのお手元にあります公益見解についても同じ誤りがありまして、公益見解の3ページの の労働者の生計費の2行目のところの発効の「こう」についても、効力の「効」に修正をさせていただきます。

この修正の上で、各案についてご意見がありましたらお願いいたします。

意見なし

部会長 特にご意見がないようですので、本審への報告書、高知労働局長への答申文とさせていただきます。

なお、この報告書は、8月29日(木)午前9時30分から開催を予定しています第10回本審で報告させていただきます。

それでは、答申文を高知労働局長に提出いたしますが、この間は撮影可能とします。カメラマンの方に入室していただいでください。

事務局 カメラマンを案内

部会長から基準部長あて答申文を手交

基準部長

一言ご挨拶申し上げます。

6月27日に諮問させていただきました高知県最低賃金の改正決定につきまして、ただ今、全会一致での答申をいただきました。

誠にありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本年度6月27日の第8回審議会以来、2回にわたる本審議会の開催、意見聴取に係る全員協議会の開催、さらに6回にわたる専門部会を開催していただき、慎重かつ大変熱心にご審議をいただきました。

今年度の中央最低賃金審議会の目安額については、3ランクともに50円という金額が示されました。

昨年からの物価高騰や、価格転嫁等の様々な問題を抱えながらの経済状況の中で、賃上げの機運が高まり、最低賃金の引き上げにも大きな影響がありました。

このような中、例年にない状況のもとで、委員の皆様にご審議をお願いすることとなりました。

本県における最低賃金の改正をめぐる審議におきましては、労使間の主張の隔たりは大きいものがあつたと認識しておりますが、各側委員におかれましては、特段のご尽力をいただき、全会一致で952円の答申をいただいたことに、深く感謝申し上げます。

高知労働局といたしましては、この答申に基づきまして、改正に向けた手続きを直ちに進めてまいることとします。

本日は誠にありがとうございました。

部会長

申し訳ありませんが、撮影はここまでとなっておりますので、カメラマンの方は退室をお願いします。

事務局 カメラマンを案内

部会長

今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、令和6年度の高知県最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、最低賃金法第12条の規程に基づき、本日付けで異議申出の公示を行います。

異議の申出期間は、15日の期間を置き、8月28日(水)までとなります。

異議の申出があつた場合には、異議申出期間の終了後となる8月29日

(木) 午前9時30分から開催を予定しております第10回本審で、異議の申出についての審議を開催することとなります。

部会長

以上で専門部会の改正審議を終わりますが、審議終了にあたり、私からご挨拶を申し上げます。

猛暑の中、それから、途中では巨大地震に対する注意も促された今年の専門部会でありましたけれども、2週間にわたり、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年の中賃より50円という引き上げ目安が提示され、労使ともそれぞれの代表として重責を担い、難しい舵取りを迫られたことと思います。

双方からいただくご意見は正当なご意見でありまして、公益としましては、どちらにも頷くばかりでありました。

そういった中で、労使各委員の皆様には自らのご主張を貫かれるばかりではなく、相手側の立場も理解し、相手側の意見にも耳を傾け、歩み寄りを見せていただきました。

過去最大の引き上げ目安からさらに大幅に増額するという内容にご同意いただきました使用者代表委員の皆様、一方であるべき水準にはまだまだほど遠い内容であるにもかかわらず合意いただきました労働者代表委員の皆様の英断に、心から感謝を申し上げます。

立場が違えども、高知を元気にしたいという思いは共通であるということをご審議会を通じて改めて感じることができました。

今回高知で全会一致の結論で締めくくれるということは全国に誇るべきことかと思えます。

最後になりますが、各委員の皆様のご協力に感謝を申し上げて、お礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

これで、専門部会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

[閉会] 午後4時05分